



新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月 30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第53号**

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前									
別表第1（第3条、第10条関係）						別表第1（第3条、第10条関係）									
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.85パーセント	(略)			1	(略)			1.05パーセント	(略)		
(略)						(略)									
2	(略)			0.85パーセント	(略)			2	(略)			1.05パーセント	(略)		
2 の 2	(略)			0.85パーセント	(略)			2 の 2	(略)			1.05パーセント	(略)		
3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所屬員をいう。以下同じ。）	(略)	0.85パーセント	(略)			3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令	(略)	1.05パーセント	(略)		

	<p>(平成16年政令第182号。以下「政令」といふ。)第2条第1項第2号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。)又は出資会社(同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。)</p>	
<p>である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」といふ。)第2条第1項第2号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。)</p>		
(略)	(略)	(略)
5	(略)	<p>共同施設事業を行う政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体(以下「特定中小企業団体」といふ。)、企業組合又は協業組合</p>
5	(略)	<p>0.85パーセント</p>
5	(略)	<p>1.05パーセント</p>
		(略)



ト	ト	ト

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。



